

魚津市告示第158号

魚津市災害弔慰金等支給審査会要綱を次のように定める。

令和6年9月24日

魚津市長 村椿 晃

魚津市災害弔慰金等支給審査会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年魚津市条例第38号）第16条第3項の規定に基づき、災害弔慰金等支給審査会（以下「支給審査会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
(所掌事項)

第2条 支給審査会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 災害弔慰金の支給に係る死亡と災害との因果関係に関すること。
- (2) 災害障害見舞金の支給に係る障害と災害との因果関係に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 支給審査会は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員5人以内で組織する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が任命したときから、調査審議が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 支給審査会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、支給審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支給審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

ただし、委員の任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 支給審査会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(会議の非公開)

第8条 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 支給審査会の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支給審査会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。